

## 事業評価書（事前）

平成 19 年 8 月

評価対象（事業名）	地域日常生活自立支援事業	
主管部局・課室	社会・援護局地域福祉課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	
施策目標 1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
施策目標 1-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
個別目標 1	地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること。	
個別目標 2	ホームレスの自立を促進すること	
個別目標 3	地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること	
個別目標 4	福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること	
個別目標 5	災害に際し応急的な支援を実施すること	

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

生活保護を受給している世帯数は増加傾向にあるが、福祉事務所に生活保護の受給を希望し、相談に訪れる者のうち、生活保護の受給に結びつくのは3割程度であり、その他の者は生活保護の受給に至らないボーダーライン層として存在している。 これらボーダーライン層について自立支援策を講じることにより、生活保護の受給に至ることを未然に防止できることから、本事業を実施する必要がある。					
現状・問題分析に関連する指標					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 生活保護受給者数	870,931	941,270	998,887	1,041,508	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（大臣官房統計情報部社会統計課調べ）によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年10月に公表予定。					

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
---

## (2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規 生活保護の受給に至らないボーダーライン層からの相談に応じ、就労の支援などを盛り込んだ自立支援プランを作成する自立支援相談員を市町村に配置し、自立支援相談員が、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を行う。 本事業をモデル的に実施する100市町村に対して補助を行う。
--

(3) 予算					
一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額(単位:百万円)	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	20,000 の内数
※「H20」については予算概算要求額					

## 3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	
生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対する自立支援を行うことにより、生活保護の受給に至ることを未然に防止する。	
政策効果が発現する時期	実施以降、随時効果の発現が見込まれる。
目標達成時期	—

## 4. 評価指標

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	各年度の生活保護の開始世帯数	本事業は、本事業を実施した市町村において、生活保護の受給に至ることを未然に防止するものであることから、生活保護の開始世帯数は、本事業の効果を一定程度示すものである。
(調査名・資料出所、備考) 数値の集計方法については、本事業を実施した市町村への調査を行う予定である。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	自立支援プラン作成件数	市町村に配置した自立支援相談員が作成した自立支援プランの件数は、自立支援相談員の活動状況を示すものである。
(調査名・資料出所、備考) 数値の集計方法については、本事業を実施した市町村への調査を行う予定である。		

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対して自立支援プランを作成し、自立支援策を講じるものであるが、民間機関においては現時点において、ボーダーライン層に対し自立支援プランを作成する等の知見やノウハウを有する機関は想定できない。 一方、生活保護の決定・実施をする市町村は、日頃より地域の生活保護受給者以外の低所得世帯等にも接し、必要に応じて支援を行っていることから、本事業の実施主体として適当である。 また、本事業は、個人の支援プランを作成する事業であるため、個人情報を取り扱うこととなるが、守秘義務の点においても市町村を実施主体することが適当である。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対する自立支援は、より地域社会に身近な市町村が実施するが、本事業がこれまでにない新たな取組であることから、財政面から国が支援する必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業は、上記「行政関与の必要性の有無」の(理由)のとおり、市町村を実施主体(責任主体)とするものであるが、個人情報保護等に配慮した上で、適切な外部機関に			

委託することは可能である。	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)
<p>① 自立支援相談員を市町村に配置</p> <p>↓</p> <p>② 生活保護の受給に至らないボーダーライン層からの相談に応じて、自立支援プランを作成</p> <p>↓</p> <p>③ 自立支援プランの実行によるボーダーライン層の自立</p> <p>↓</p> <p>④ ボーダーライン層が生活保護の受給に至ることを未然に防止</p>
<p>事業の有効性</p> <p>生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策（自立支援プランの作成）を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。</p>

## (3) 効率性の評価

<p>本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。</p>
---

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。
-----

## (5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

## 6. 特記事項

① 国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等)
なし。
② 各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
③ 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
④ 会計検査院による指摘
なし。
⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。